

# 継続工事の部分払の取扱要綱

昭和59年10月1日実施

平成10年4月1日改正

令和2年4月1日改正

- 1 新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）（以下「規則」という。）第41条第4項の規定に基づき定める2年度以上にわたる工事の部分払の取扱いについては、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（適用工事）

- 2 規則の規定による工事請負契約約款第39条第1項の規定に基づく部分払の請求があったものうち、その支出年度が2年度以上にわたる工事について適用する。

（部分払金額の計算方式）

- 3 部分払金額の計算方式は次のとおりとする。ただし、当該年度の支払総額は、当該年度割の予算額を超えることができない。

部分払金額＝出来形金額×0.9－前払金控除額－前年度以前支払額

＊前年度以前支払額には前年度以前の前払金を含む。

＊1万円未満の端数は切り捨てる。

出来形金額＝請負金額×出来形査定設計金額÷設計金額

＊1円未満の端数は切り捨てる。

前払金控除額＝当該年度前払金額×（出来形金額－前年度以前支払額）÷当該年度前払対象額

＊前払対象額とは、前払金の算出のため用いた当該年度の年度割額等で、前金払をすることとした対象額をいう。

＊1円未満の端数は切り捨てる。

- 4 前項の規定に関わらず、継続費の年度精算分に係る部分払については、当該年度の支払限度額と当該年度の出来形金額との割合に応じて次の計算方式により算出した金額以内であることが出来る。

- (1) (出来形金額－前年度以前支払額) ÷ 当該年度支払限度額 > 1 の場合

部分払金額＝当該年度支払限度額－当該年度支払済額

＊1万円未満の端数は切り捨てる。

- (2) (出来形金額－前年度以前支払額) ÷ 当該年度支払限度額 < 1 の場合

部分払金額＝出来形金額－前年度以前支払額－当該年度支払済額

＊1万円未満の端数は切り捨てる。

- 5 前2項の計算方式により難しい特別の事情があると認められる場合の部分払については、その都度計算方式を定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和59年10月1日現在契約を締結中の工事にも適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。